

土地利用基本計画に定める重複地域における土地利用優先順位 【山形県】

五地域区分		都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然環境保全地域		
五地域区分	細区分	及 び 用 途 地 域	市 街 化 区 域	市 街 化 区 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	保 安 林	そ の 他	特 別 地 域	普 通 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域	X		X									
	その他	X	X	X									
農業地域	農用地区域	X		X	←	←							
	その他	X		X	A	A	X	X					
森林地域	保安林	X		X	←	←	X	←					
	その他	②	B	B	④	⑤	X	X					
自然公園地域	特別地域	X		X	←	←	←	←	○ ○				
	普通地域	⑥	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	X X				
自然環境保全地域	特別地区	X		X	←	←	←	←	○ ○				
	普通地区	X	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	X X X X X X				

《凡例》

- 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複しないもの。
- 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整**及び都市機能の無秩序な拡散の抑制**を図りながら都市的な利用を認める。
- 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整**及び都市機能の無秩序な拡散の抑制**を図りながら都市的な利用を認める。
- 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める。
- 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていく。